

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2500034号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2600002号

第1 結論

平成17年4月から平成24年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月から平成24年2月まで

平成21年から平成23年頃、A市B町に引っ越しをしてしばらくすると、自宅を訪れた女性から、「国民年金保険料の滞納があるので、納めてください。」と言われたので、保険料を複数回支払った。毎月収入に変動があったので1万円か2万円を支払うと、その女性は、白い小さめの紙に支払った金額を手書きで記入し、印鑑を押した預り証か領収証のようなものを渡してくれたが、今は所持していない。その後結婚することになったが、婚姻の少し前にその女性が、「これで大丈夫です。」というようなことを言ったので、国民年金保険料の滞納分を払いきり、未納期間はないと思っていたが、請求期間の国民年金の記録は未納となっている。

請求期間の年金記録を、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市B町に転居後から自身の婚姻前までの期間において、自宅を訪れた女性に請求期間の国民年金保険料を支払った旨主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、平成23年4月1日から平成25年4月13日までの期間において同市同町に住所を定めていたこと、及び請求者に係る戸籍によると、平成24年3月*日に婚姻したことが確認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を支払ったとする時期は、平成23年4月から平成24年3月まで(以下「支払時期」という。)と考えられる。

しかしながら、請求者がA市B町に住所を定めた平成23年4月1日時点において、請求期間のうち、平成17年4月から平成21年2月までの国民年金保険料は、既に時効(2年)により納付することができない上、請求者が支払時期に支払ったと陳述している保険料の合計額(約10万円)は、請求期間の保険料の合計額(1,193,740円)、又は支払時期において納付することが可能であった平成21年3月から平成24年2月まで(以下「納付可能期間」という。)の保険料の合計額(536,750円)と大きく乖離している。

また、i) A市の回答によると、請求者が、平成17年4月29日から平成24年3月*日までの期間において同市の国民健康保険に加入し、当該期間に係る国民健康保険料の一部を滞納していたことが確認できること、ii) 同市は、「平成23年及び平成24年当時において、国民健康保険料の滞納者を戸別訪問して同保険料を徴収していた。」旨回答していること、iii) 同市の国民健康保険の担当者が、「国民健康保険料の滞納者を戸別訪問して、被保険者が分割払いを希望した場合は、その時に支払うことが可能な金額に応じて分割払いの金額を決めていたので、手書きの領収書等を使用する場面があったと思う。」旨陳述していること、iv) 請求者は、「毎月収入に変動があったので1万円か2万円を支払った。」旨記述しているが、国民年金保険料は、納付可能期間の各月の保険料額（平成20年度は14,410円、平成21年度は14,660円、平成22年度は15,100円、平成23年度は15,020円）を納付する必要があると、請求者の記述内容と一致しないところ、A市の回答によると、請求者の平成22年度及び平成23年度の国民健康保険料賦課額のうち、納付済み額がそれぞれ1万円単位であることが確認できることからすると、請求者が、国民年金保険料の納付を国民健康保険料の納付と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、C年金事務所は、「支払時期において、日本年金機構の現金領収に係る戸別訪問担当者は存在しない。平成22年10月以降は、国民年金保険料滞納者に対する収納事業を民間業者に委託しているが、支払時期において、請求者が当該事業の対象であったかについては、資料が残っていないため確認することができない。」旨回答している。

加えて、請求期間は83か月と長期間であり、同一人に係る当該期間の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求期間及び支払時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られているとともに、平成14年4月以降は、保険料の収納事務が国に一元化されていることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。